

監査報告書

令和4年5月25日

学校法人金沢工業大学
理事長 泉屋吉郎 殿

学校法人金沢工業大学

監事 磯野洋明

監事 原伸一

私たちは、学校法人金沢工業大学の監事として、私立学校法第37条第3項及び学校法人金沢工業大学寄附行為第7条第3項の規定に基づき、同法人の令和3年度(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)における財産目録及び計算書類(資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び付属明細表)を含め、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行いました。

私たちは監査にあたり、理事会及び評議員会に出席するほか理事からの報告を聴取し、重要な決済書類等を閲覧するなど必要と思われる監査手続を実施しました。

監査の結果、私たちは、学校法人の業務に関する決定及び執行は適切であり、財産目録及び計算書類は会計帳簿の記載と合致し、法人の収支及び財産の状況を正しく示しており、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めました。

以上